

# 道路占用許可申請マニュアル

## 1 占用申請が必要な場合

道路に埋設されている水道管から分岐をするときは、道路管理者等に対して事前に道路占用申請を行う必要があります。以下に事例を提示します。

- (1) 給水管取出し工事（道路を掘削し、給水管を埋設する工事）
- (2) 給水管管延長工事（道路改良工事等で道路が拡幅するため、それに伴い給水管を延長する工事）
- (3) 給水管廃止工事（給水管を使用しなくするため、道路を掘削し分水部を止水する工事）

申請書作成前に水道課に来ていただき、作成に必要な情報（図面及び復旧条件等）を得てください。

※道路管理者等の担当者との相談も必要な場合があります。

## 2 占用申請の流れ

### (1) 水道課に道路調査

- 新規に取出しする場所の路線等の確認を水道課に依頼する。市道以外は調査に数日を要する場合もある。
- 給水管引込の有無、無ければ分岐する配水管等の確認を水道課に依頼する。

### (2) 水道課より調査回答及び指導

- 市道：一般市道、位置指定道路（道路管理者管理）  
路線名・舗装構成・復旧方法の指導が水道課よりある。
- 県道：3桁国道、主要地方道、一般県道  
平鹿地域振興局建設部用地課にて作成書類の指導を受ける。
- 国道：13号  
湯沢または大曲国道維持出張所にて埋設物等を確認し作成書類の指導を受ける。
- 法定外：市建設課にて図面を確認し書類作成の指導を受ける。
- 改良区及び東北農政局：農道・水路等  
改良区及び東北農政局にてその都度指示
- その他：私有地等  
可能な範囲で水道課より情報提供、私有地及び不明な場合の調査は申請業者で行うこと。

(3) 調査結果後の現地等の確認

- 現地の確認を行う。
- 地下埋設物の確認を行う。

(4) 申請書類の作成

- 道路占用許可申請書  
(法定外は法定外使用許可申請書及び法定外工事施工許可申請書)
  - 添付書類 (別紙 1 参照)
  - 道路工事届出書 (別紙 2 参照、消防本部へ提出)
- ※ 改良区及び東北農政局は専用様式にて作成となります。

(5) 水道課に各種申請書類の提出

- 道路占用許可申請書 (道路管理者等提出用) 水道課 1 部 道路管理者等 2 部
- 道路工事届出書 (消防本部提出用) 水道課 1 部 消防本部 1 部
- 道路占用許可申請チェック表 (水道課) 水道課 1 部

(6) 水道課より道路管理者からの道路占用許可書 (写) を FAX 等で渡す

- ※ 道路管理者に申請後、道路占用許可書が水道課に届くまでは 1 週間から 10 日間位かかります。

水道課 → 道路管理者 → 警察署 → 道路管理者 → 水道課  
申請 申請 回答 回答

(7) 警察署へ道路使用許可申請書を提出する。

(8) 工事着手前に道路占用工事着手届の提出 (国道・県道・法定外)

- 道路占用工事着手届に示す関係書類を提出すること。  
道路占用工事着手届  
工程表  
警察署からの道路使用許可書の写し (注意事項含む)  
※ 法定外は着手届のみ提出
- 道路掘削にあたって、給水管の取出し位置・他占用物件との離れ・掘削・工事の時間帯・路盤材・舗装材など当初の申請内容と異なる場合は、必ず水道課および道路管理者と協議をすること

(9) 工事完了後に道路占用工事完了届の提出 (国道・県道・法定外)

- 道路占用工事完了届に示す関係書類を提出すること。  
道路占用工事完了届 (完成届)  
工事完成写真

### 3 占用申請書の作成

占用が必要な工事を請け負ったら、占用申請書を作成し水道課へ提出してください。

#### (1) 許可申請書等の様式について

許可申請書等の指定様式については記入例を参考に作成してください。

#### (2) 給水管の埋設位置等について

設計に際しては下記事項について留意願います。

- ・舗装構成内に水道管が干渉しないよう埋設深を設計してください。(具体的には、下層路盤に管上砂が干渉しないこと)

給水管の埋設深は舗装の暑さに 30cm 加えた値以上として下さい。ただし最小の土被りは 80cm として下さい。

- ・既設構造物(道路構造物、他管理者の埋設物)と一定以上の離隔をとること。一般的には 30cm ですが、関係する管理者に確認を取ってください。
- ・側溝下を横断する場合も離隔を確保してください。また、狸堀は不等沈下の原因となりますので、絶対に止めてください。(鞆管を打ち抜く等で対応願います。なお、県道の鞆管は側溝下面から 45° の影響線以上の長さとしてください)

※資料 6 県管理道路の舗装復旧例参照

#### (3) 道路の復旧方法について

舗装の復旧について、県道は設計交通量に応じて多種の舗装構成があること、交通量の違いにより仮舗装が必要な場所があることから、市担当者の実績等による判断が出来かねる場合は、国道・県道の舗装構成等も含めて各道路管理者と事前協議してください。

(いずれの場合も原形復旧が原則です)

- ・施工は埋戻までを 1 日単位、片側交互通行は夜間解放する前提で計画してください。
- ・標準的な影響範囲は市道 30cm 国道県道 50cm を見込んでください。
- ・歩道については全幅復旧が前提です。県道については路側帯(白線)を超える舗装復旧となる場合はセンターラインまで舗装復旧してください。
- ・国道・県道は交通量によっては仮舗装復旧が必要ですので、事前に道路管理者と調整してください。

#### (4) 道路規制計画について

工事に伴う道路の通行規制について、道路管理者及び警察との協議は、道路規制計画書に基づいて行います。作成の際には以下の点に注意してください。

- ・国道・県道の全面通行止めは基本的に出来ません。
- ・歩行者通路（幅 1m、積雪期のみ 0.75m まで縮小可能）を設置してください。
  - ↳狭小道路等で歩行者通路を設置すると車道中央を越える場合は、「歩行者通過の際は作業を停止し誘導員が通行させる」等の条件を付してください。
- ・規制図の詳細については、各道路管理者と適宜協議して作成してください。

#### (5) 工事期間の設定について

国道・県道等工事期間は**本復旧が完了し、工事完了届を提出するまで**です。申請書に記載した工事期間の完了までに工事完了届を提出してください。

※工事期間は工事終了後の書類作成を含んだ日数で設定すること。

### 4 占用申請書の添付書類について

提出書類は、水道課保管用として1部、水道課が道路管理者に提出用としての2部必要となります。別紙1の道路占用許可申請書の添付書類を参照し提出してください。

### 5 変更届について

道路占用申請を変更したい時は、水道課に連絡して道路管理者と協議の上、速やかに変更届を提出してください。

※事後報告せず、必ず変更事由があった時点で工事を中断し、水道課に連絡すること。

許可申請書の右肩の「変更」欄に丸を打ち、変更箇所を朱書き訂正の上、目的欄に変更内容、備考欄に変更理由を記載してください。なお、変更前の許可書の写し以外は、変更があった書類のみ提出してください。

工期変更のみの場合は、許可申請書（目的欄に変更内容、備考欄に変更理由を記載）、変更前の許可書写しの提出となります。

※朱書き訂正のやりかた

訂正する部分を取り消し線で見え消しし、そのすぐ上に赤字で変更後を記載する。

L=20m ←赤字（変更後）

t=15m ←黒字（変更前）

### 6 工事着手届について（国道・県道・法定外）

国道・県道・法定外占用工事については、着手に先駆け、着手届の提出が必要になり

ます。工事着手前に、必ず2部提出（水道課分1部、道路管理者提出分1部）をお願いします。

## 7 工事完了届について（国道・県道・法定外）

占用工事が完了したら、**工事工期内に速やかに完了届を提出**してください。

1. 完了届に必要な書類の部数は以下のとおりです。

（1）完了届・・・水道課分1部、道路管理者提出分1部（工事写真は占用範囲のみ添付。）

（2）上水道取出し工事写真チェックリスト

2. 上水道取出し工事写真チェックリストについて

工事写真は上水道取出し工事写真チェックリストの項目に従って撮影及び整理をしてください。完了届はチェックリストを確認したうえで提出をお願いします。

国・県からもチェックシートが提示されている場合は、こちらも精査してください。（添付は不要です）

## 別紙 1

### 道路占用許可申請書の添付書類

#### 市道

- (ア) 位置図（見取図）
- (イ) 平面図、断面図
- (ウ) 復旧断面図
- (エ) 交通安全対策図

#### 県道

- (ア) 位置図
- (イ) 県道路線見取図
- (ウ) 工事図面（平面図・横断図・復旧断面図）
- (エ) 交通安全対策図（交通規制図及び看板・標識図等）
- (オ) 現場写真

#### 国道

- (ア) 工事概要書
- (イ) 工事工程表及び工事責任通知書
- (ウ) 緊急時の体制及び対応
- (エ) 位置図
- (オ) 国道路線見取図
- (カ) 工事図面（平面図・横断図・復旧断面図）
- (キ) 交通安全対策図（交通規制図及び看板・標識図等）
- (ク) 現場写真

#### 法定外

- (ア) 位置図
- (イ) 法定外図面
- (ウ) 平面図、断面図
- (エ) 復旧断面図

## 別紙2

### 道路工事届出書（消防本部へ提出）作成時の注意事項

- (ア) 申請者について
  - ・届出書の申請者は施工業者となります。
  
- (イ) 大型車両の基準について
  - ・タンク車1号 幅2.39m 全長7.32m（大型基準）
  - ・はしご車 幅2.5m 全長11.43m（タンク車より大きい）
  - ・ポンプ車1号 幅1.92m 全長5.76m（参考：消防では普通車扱い）
  
- (ウ) 現場責任者氏名欄の連絡先について
  - ・車両通行止めの場合は現場責任者の連絡先（携帯等）を記入すること。
  
- (エ) 車両通行止めの場合について
  - ・位置図の他に必ず迂回路図を添付すること。
  
- (オ) 国道・県道・市道以外での届出について
  - ・法定外等の占用申請であっても、申請場所が消防車両等の通行する住宅街の道路である場合は、届出書が必要となります。